

関係機関長 殿

沖縄県病害虫防除技術センター所長
(公 印 省 略)

病害虫発生予察技術情報について

令和8年度病害虫発生予察技術情報第1号を発表したので送付します。

令和8年度病害虫発生予察技術情報第1号

セグロウリミバエの防除対策

令和6年に沖縄本島で初めてセグロウリミバエ (*Bactrocera tau*) のトラップへの誘殺を確認し、令和8年3月末までに沖縄本島、周辺離島(南北大東を除く)および宮古島市の計35市町村で誘殺を、うち33市町村で果実への寄生を確認しています。本種は多くの作物の生果実を加害することから、令和7年4月14日から植物防疫法第17条に基づき緊急防除が実施され、対象植物の果実の移動が制限されています。沖縄県においては、管理されていないほ場や栽培終了後の作物残渣での寄生も多く確認されているため、下記の防除対策を徹底しましょう。

1 形態および生態

(1)成虫は体長約8.0～9.0mm。近縁種のウリミバエ*やミスジミバエの様な翅の黒斑は無い(図1)。

※県内で確認されるウリミバエは、再侵入防止のために放飼している不妊虫のため、農作物への被害はありません。

(2)幼虫は体長7.5～9.0mmでうじ状(図2)。果実内で成熟し、老熟すると脱出し土中で蛹化する。

2 被害

(1)本種は、主にウリ科植物の生果実を加害することが知られている(図3、4)。主な寄主はウリ科作物(カボチャ、ヘチマ、ニガウリ、トウガン、赤毛ウリ、ズッキーニ、キュウリ、メロン、スイカ等)で、その他トマト、インゲン、パパイア、トウガラシ、グッパ、ピタヤ等への寄生が報告されている。

※下線の植物は本県で寄生が確認された作物。

(2)本種は、幼果から熟果まで広い生育段階の果実に産卵する。幼虫は果実内部を食害することにより、商品価値を著しく低下させる。果実の外観から寄生が確認できない場合もある。

3 防除対策

(1)寄生果および寄生の疑いがある果実は、適切な方法で処分する(例:丈夫なビニール袋に入れガムテープでしっかり密閉し、夏期は1週間、冬期1か月程度保管後に処分(図5))。

(2)栽培管理ができないほ場及び栽培を終えたほ場は、可能な限り早く作物を処分する。

(3)露地栽培では、産卵を防ぐために果実の袋がけを行う。

(4)施設栽培では側面、天窓、出入口に目合い1.6mm以下の防虫ネットを設置し、出入口は二重カーテンを設置する。被覆ビニールおよびネット等の破損部分は直ちに補修する。

(5)ほ場周辺にあるウリ科等の野生寄主植物を除去する。

(6)植物防疫法第29条に基づき、セグロウリミバエに使用できる薬剤を使用する。

4 その他

植物防疫法第29条で使用できる薬剤および植物防疫法第17条に基づく緊急防除の内容(対象植物、移動検査等)については、沖縄県の「セグロウリミバエまん延防止対策」及び農林水産省のホームページをご確認ください。

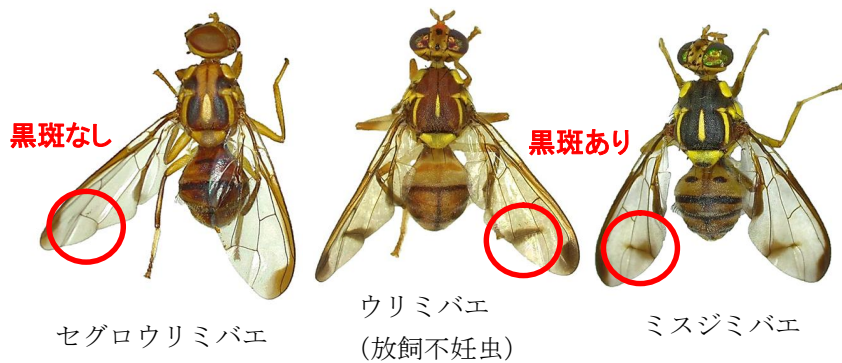


図1 他のミバエ類成虫との比較



図2 幼虫

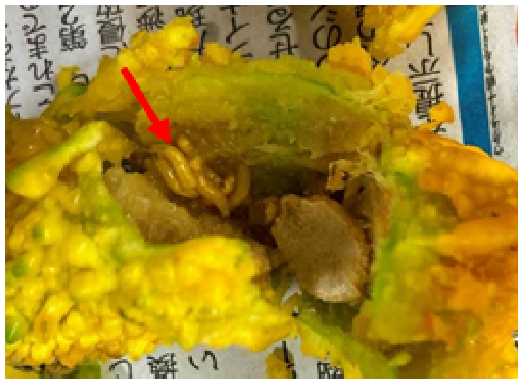


図3 幼虫によるニガウリの被害(矢印は幼虫)



図4 幼虫によるへの被害



図5 ビニール袋による残渣物の密閉の仕方

○セグロウリミバエのまん延防止対策 (沖縄県 HP)

<https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/nogyo/1023603/1034041.html>



○緊急防除について (農林水産省 HP)

https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/k_kokunai/kinkyuu/kinkyuuboujo.html

★詳しくは沖縄県病害虫防除技術センターにお問い合わせ下さい★

TEL: (本所) 098-886-3880、(宮古駐在) 0980-73-2634、(八重山駐在) 0980-82-4933

ホームページアドレス: <https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/nogyo/1010700/index.html>

